

夏季一時金を削減する特例措置勧告に対する抗議声明

1. 特別区人事委員会は、本日、6月30日支給予定の夏季一時金を0.2月(再任用0.1月)凍結・削減する勧告を行った。これは、組合員の期待と4月14日と5月7日の二度にわたる特区連の要請を無視し、政治の圧力に屈した5月1日の人事院勧告に追随し、総務省の「指導」に屈服した「政治勧告」であり、極めて遺憾といわざるを得ない。

2. 人事院の夏季一時金凍結勧告には、政府与党の「国家公務員給与に関するプロジェクトチーム」の圧力が大きく影響している。勧告の根拠となった特別調査データは、夏季一時金を決定した企業及び従業員数が2割にも満たず、あくまでも予測値に基づく内容となっており、人事院自らが信頼性や精確性に問題があると認めている。民間の支給実績に基づいて勧告してきた昨年までと比べ、極めて異例で不当な勧告である。また、これから決着する中小企業の一時金交渉に悪影響を与え、内需の一層の冷え込みを進めるものである。こうした「賃下げの悪循環」は、政府の景気対策とも矛盾するものである。

3. 特別区人事委員会は、勧告制度の目的は「社会一般の情勢に適応した職員の給与水準を示すこと」としている。にもかかわらず今回特別区人事委員会が「人事院と同様の措置が必要」とするのは、人事院の夏季一時金民間調査では、8割の従業員が未定としている結果とも矛盾するものである。

特別区職員の一時金の支給月数は、特別区人事委員会が、特別区内の民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、前年の冬と当年度の夏における支給実態を調査した上で、10月初旬に報告・勧告し、それに基づいて区長会との労使協議を行い決定してきたルールがある。にもかかわらず、特別区内の事業所の精確な実態も把握せず、専ら人事院勧告のみに追随し、暫定的としつつも凍結勧告を強行したことは、特別区人事委員会の存在を特別区人事委員会自ら否定することである。

4. 特区連は23区職労とともに、特別区人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての機能と役割を放棄した今回の政治的な勧告に強く抗議し、区長会及び各区長に対して、このルールを無視した勧告を実施しないことを強く求め、全力で闘うものである。

2009年5月11日

特別区職員労働組合連合会執行委員会